

京都市告示第453号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、令和6年10月23日付け京都市告示第464号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域を、同法第11条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和7年10月27日

京都市長 松井孝治

1 土地の所在地

京都市右京区梅津高畠町44番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)